

国民健康保険からのお知らせです

4月からの制度改正について

自己負担割合が変わります
義務教育就学（小学校入学）前の方は2割負担になります。

平成20年3月31日まで		平成20年4月1日から	
3歳未満	2割負担	義務教育就学前まで	2割負担
3歳以上 70歳未満	3割負担	義務教育就学後～ 70歳未満	3割負担
70歳以上 ～75歳未満	1割または 3割負担	70歳以上 ～75歳未満	1割または 3割負担

義務教育就学前とは、「6歳に達する日以降の最初の3月31日まで（誕生日が4月1日の場合はその前日の3月31日）」です。

退職者医療制度の対象者が変わります
厚生年金等に20年以上（または40歳以降に10年以上）加入していた方（本人）とその被扶養者は、退職者医療制度で医療を受けますが、その対象年齢が65歳未満になります。

平成20年3月31日まで		平成20年4月1日から	
退職本人	60歳～75歳未満	退職本人	60歳～65歳未満
被扶養者	75歳未満	被扶養者	65歳未満

65歳になると、一般の国民健康保険加入者となり、保険証が切り替えになります。
65歳になる月の翌月（1日生まれの方は当月）から一般被保険者になりますので、該当月の前月末頃新しい保険証を送付します。

療養病床入院時の「食費・居住費」負担の対象者が変わります
70歳以上の方及び老人医療受給者の方が療養病床に入院するとき、食費と居住費を負担しますが、対象者が65歳以上の方になります。（個人負担額は下表のとおり）

	1食あたりの食費	1日あたりの居住費
一般（下記以外の方）	460円	320円
低所得者Ⅱ	210円	
低所得者Ⅰ	130円	
老齢福祉年金受給者	100円	0円

低所得 とは、同一世帯の世帯主及び国保被保険者が住民税非課税で、さらに所得が必要経費・控除を差し引いたとき0円になる方
低所得 とは、同一世帯の世帯主及び国保被保険者が住民税非課税の方

高額医療・高額介護合算制度が創設されます
医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合、医療保険と介護保険のそれぞれの自己負担限度額を適用後に、両方の年間の自己負担を合算して一定の限度額（下表）を超えた場合は、超えた分が支給されます。

	健康保険＋介護保険（70歳未満含む）	健康保険＋介護保険（70～74歳のみ）
一般（下記以外の方）	67万円	62万円
現役並み所得者（上位所得者）	126万円	67万円
低所得者Ⅱ	34万円	31万円
低所得者Ⅰ		19万円

現役並み所得者とは、世帯で70歳以上が1人の場合収入が383万円以上、2人以上の場合は収入が520万円以上の方
上位所得者とは、国民健康保険税の算定基礎となる基礎控除後の所得が600万円を越える世帯及び所得の申告がない方がいる世帯

《確定申告で医療費控除を受けられる方へ》

国民健康保険で受診し、高額な医療費を支払った方は、高額療養費に該当になる場合があります。該当した場合は、保険年金課より受診した2か月後に通知を送付しますので、12月診療分については、通常2月に通知を送付することになります。また、確定申告での医療費控除は高額療養費を差し引いた額で申告することになっていきますので、高額療養費の申請をした後に確定申告されますよう、お願いします。
（高額療養費の申請には領収書が必要です。先に医療費控除をした場合は領収書の再交付等が必要です。）